

あんしん みえリアの認証を受けていない店舗用 三重県飲食店時短要請等協力金 第6期 (令和4年1月21日～令和4年2月13日)のご案内

新型コロナウイルス感染拡大を阻止するため、
20時までの営業時間の短縮等の要請にご協力いただける
県内の飲食店に対して、協力金を支給します。

要請期間 **令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで**

※1月24日までの時短営業開始であれば支給対象

主な支給要件

- ① 対象地域内の飲食店であること
- ② 時短要請の期間中、対象地域内の全店舗において、20時までの時短営業等に全面的に協力いただくこと
※全面的に協力とは、時短要請の期間中（要請が延長された場合はその期間も含む）、対象地域内の全店舗において、20時から翌日5時まで営業を行わない（お客様にお帰りいただく）等、全ての要請に応じていただくことをいいます。
- ③ 終日、酒類の提供を行わないこと（持込含む）
- ④ 令和4年1月20日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効であること
- ⑤ 令和4年1月7日時点で、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
〈対象外店舗の具体例〉 ※詳しくは三重県HPのQ&Aを参照してください
・ 宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外
※専用のイートインスペースがない場合は、テイクアウト専門店の扱いとなります。
※対象店舗であっても、支給額算定にあたってはテイクアウト分等を除いてください。
・ 旅館の宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供する場合は対象外
・ 令和4年1月7日以前からの自主的な休業・時短を行っている店舗は対象外
- ⑥ 同一グループの同一テーブルでの利用を4人以下とすること

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます。

※ご注意ください※

時短要請の対象外の店舗が時短営業をしていただいても、協力金は支給されません。
「三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）Q&A」や「時短要請の対象となる飲食店の範囲について」をご覧ください、ご自身の店舗が要請対象かどうかご確認ください。
(ご不明な場合は三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口までお問い合わせください。)

対象地域

特に重点措置を講じる区域に指定された以下の市町にある店舗

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、名張市、伊賀市

※注意 上記以外の市町にある店舗は時短要請の対象外です。時短営業等を行っても協力金の対象となりません。

支給金額の算定

詳細は県HPを参照ください。

【中小企業の場合】 令和3年又は2年の1月～2月の1日当たりの売上高を元に算定

1日あたりの売上高	～7.5万円	約7.5～25万円	25万円～
協力金	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日

【大企業の場合】 令和3年又は2年からの1月～2月の1日当たりの売上高減少額を元に算定

協力金の日額 (中小企業もこの方式を選択可。ただし早期支給を申請する場合は選択不可)	令和3年又は令和2年の1月～2月の1日当たり売上高と令和4年1月～2月の1日あたりの売上高を比較した売上高減少額×0.4(上限20万円)
---	--

協力金の早期支給について

これまで実施してきた第1期から第5期の三重県飲食店時短要請協力金の支給を受けた実績がある事業者に対し、1月21日以降の協力金の一部を先にお支払いする「早期支給」については、現在準備中です。

早期支給の要件や申請に必要な書類等については1月末に県HPに掲載予定です。

協力金の申請方法・申請期間・申請に必要な書類

- ・申請方法、受付期間等の詳細は、時短要請期間終了後に県HPに掲載予定です。
- ・協力金の申請時に必要となりますので、時短営業していることを告知する貼り紙等を掲示した店舗写真、店舗の外観・内観写真を、時短営業実施期間中に必ず撮影しておいてください。

【三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口】

開設期間：1月21日（金）～2月28日（月）※土日祝除く

電話番号：059-224-2335 受付時間：9時から17時

要請期間中、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認を実施します。